

第27回参議院議員通常選挙のお知らせ



投票日は 7月20日(日) です。

1 投票できる方（伊達市の選挙人名簿に登録されている人）

次のすべての条件を満たしている方

- (1) 満18歳以上の日本国民であること
→平成19年7月21日までに生まれた方
- (2) 選挙人名簿に登録されていること
→令和7年4月2日までに伊達市に転入届を提出し、引き続き、伊達市の住民基本台帳に登録されていること
または、3ヶ月以上住民登録があり転出後4ヶ月を経過していないこと
(ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていないこと)

2 投票方法

投票日（7月20日）に投票所へ行くことができますか？

はい

当日投票をご利用ください。
→2ページの**3**へお進みください。

いいえ

伊達市が設置した期日前投票所へ行くことはできますか？

はい

期日前投票をご利用ください。
→2ページの**4**へお進みください。

いいえ

不在者投票をご利用ください。
→3ページの**5**へお進みください。

【問い合わせ先】

伊達市選挙管理委員会

住所：〒960-0692

伊達市保原町字舟橋180番地

電話：024-575-1204

次のページへ進む

3 当日投票

選挙当日（7月20日）は、投票所入場券に記載の投票所で、投票することになります。投票の際は、本人分の投票所入場券を切り離して持参のうえ、投票所へお越しください。なお、入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されていて、本人であることが確認できれば投票できますので、受付にお申し出ください。

投票所 投票所入場券に記載されています。

投票時間 午前7時から午後6時まで（石田坂ノ上投票所は午後5時まで）

4 期日前投票

期日前投票は、下記のいずれの期日前投票所でも投票することができます。

投票の際は、投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記載し、本人分を切り離して持参のうえ、期日前投票所へお越しください。

なお、入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されていて、本人であることが確認できれば投票できますので、受付にお申し出ください。

場所	期間	時間
伊達市役所	7月4日（金）から 7月19日（土）まで	午前8時30分から 午後8時まで
伊達福祉センター 梁川総合支所 霊山総合支所 月館ふるさとふれあいホール	7月12日（土）から 7月19日（土）まで	

注意

- 投票の際は、宣誓書（投票所入場券裏面又は投票所備え付け）の記入が必要です。
- 滞在先の市区町村の期日前投票所では、投票できません。
投票できるのは、伊達市の期日前投票所（上表の投票所）です。

5 不在者投票

不在者投票は、伊達市選挙管理委員会から投票用紙の交付を受けて、現在、滞在されている市区町村の不在者投票所で投票を行う方法です。

- (1) 期間 7月4日(金)～7月19日(土)
(2) 時間・場所 滞在地の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

<手続きの流れ>

STEP 1 投票用紙等を請求する (①または②の方法)

①「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、伊達市選挙管理委員会へ提出し請求する。
(メールやFAXでの請求はできません)。

②マイナポータル「ぴったりサービス」による電子申請で請求する。

※請求は事前にできますが、投票用紙等の発送は公示日(7/3)の翌日以降になります。

STEP 2 投票用紙等を受け取る

後日、「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

注!
意

- 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- 自宅で事前に投票用紙への記載を行わないでください。
してしまうと「投票ができなくなります」のでご注意ください。

STEP 3 住所地の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地の市区町村で投票してください。

注!
意

- 滞在地の市区町村から伊達市に投票用紙を送る必要があるため、余裕をもった早めの投票をお願いします。
- 不在者投票用紙等の交付を受けた後に、伊達市で「当日投票」又は「期日前投票」をする場合は、投票用紙等をすべて返還しないと投票することができません。必ず伊達市選挙管理委員会から届いた封筒一式を投票所に持参してください。

6 選挙公報

選挙公報は、福島県選挙管理委員会ホームページにも掲載されます。